

都立産業技術研究センター利用料等助成

都立産業技術研究センターおよび産業技術総合研究所の利用に要する費用の一部を助成します。

助成額

1社あたり最大**10万円**（助成率2/3）

※千円未満の端数切り捨て

※同一事業者から複数案件の申請があった場合でも、1事業者につき上限10万円となります

申請期間

令和8年5月7日（木）～令和9年2月26日（金）

※ 午後5時必着

※ 予算額に達した場合、募集を終了します。

対象者

中小企業基本法に規定する**中小製造事業者**および**中小情報通信事業者***で、

品川区内に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く

（1）品川区内で引続き1年以上事業を営んでいること

（登記簿謄本または事業開始等申告書提出済証明書で品川区の住所が確認できること。）

（2）法人事業税および法人住民税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと

*「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」及び中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日以内に支払いおよび利用を行った以下経費

※次の（1）～（3）に掲げる要件全てを満たすこと。

（1）都立産業技術研究センターもしくは産業技術総合研究所が提供する次のようなメニューに該当する利用料であること。

依頼試験 / 機器利用 / 受託技術開発支援

（2）令和8年度中に支払いを行い、利用が完了すること。

※前年度に支払った場合は、助成対象外となります。

（3）都立産業技術研究センターもしくは産業技術総合研究所に直接支払った経費であること。

※材料費や試験報告書の交付、郵送費等の間接経費は助成対象外となります。

申請方法

オンライン申請

「品川区中小企業支援サイト」内の、品川区電子申請サービスよりお申込みください。事業者名・住所・助成対象経費および助成金申請額等の必要事項をご入力いただくほか、以下の必要書類をアップロードいただきます。

◀ 申請書類 ▶

- (1) 経費内訳書（区指定様式）
- (2) 利用内容の裏づけとなる書類（申込書、依頼書、見積書など）
※ 申請時にすでに支払いや利用が完了している場合：申込書もしくは依頼書
申請時に完了していない場合：見積書
- (3) (法人) 履歴事項全部証明書
※ 申請日より3か月以内に発行のものに限る。
(個人) 開業届
※ 税務署の受付印があるもの。
電子申告の場合は「受信通知（メール詳細）」もあわせて提出すること。
- (4) (法人) 法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書
※ 直近期のもの ※ 領収書不可
(個人) 個人事業税納税証明書および住民税（非課税）納税証明書
※ 直近期のもの ※ 領収書不可
- (5) 誓約書（区指定様式）

実績報告

申請事業を完了（利用および支払いの完了）した場合、次の書類すべてをオンライン上でご提出いただきます。

- ① 収支決算書（区指定様式）
- ② 経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の2点。領収書の提出が困難な場合にのみ、振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可）
※ 「振込確認依頼確認書」は、請求書・領収書の代替書類になりません。
※ クレジットカード払いの場合、上記に加えて「クレジットカードの利用明細」および「クレジットカードの口座引き落としがわかるページのコピー」も提出が必要です。

留意事項

- (1) 令和9年3月1日～31日に利用を予定している場合も事前にご申請ください。
※ 利用料の支払は令和8年4月1日～令和9年3月31日以内に完了する必要がありますのでご注意ください
- (2) 申請書類等において、不明点や書類の不足が解消されないまま予算に達した場合は、それ以降に解消されたとしても、原則申請受付はできません。
再提出・不備解消は速やかにご対応ください。
- (3) 申請書類の(1)(5)については、地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」よりダウンロードが可能です。
(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)
- (4) 本社が品川区外の場合は、上記に加え、「事業開始等申告書提出済証明書」もご提出ください。
※ 申請日より3か月以内に発行され、都税事務所で発行かつ品川区の住所が記載のもの
- (5) 提出資料の不備・不足による再提出はマイページから行っていただきます。
また、申請の進捗状況は、マイページで確認することができます。
- (6) オンラインによる申請が困難な場合は別途ご相談ください。
- (7) 本紙記載の内容は事業の概要のため、詳細はホームページに掲載の募集要項を必ずご確認ください。

【問い合わせ先・書類提出先】 aa

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

募集要項や提出書類等のダウンロードはこちら (<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)

